



有機農業への道のり

玉ネギ11回、ネギ23回、トマト28回、キウリ28回、ナス48回、これは埼玉県資料から抜粋した数値です。何の回数だと思いますか？

答えは、作物を作るときの慣行的な農薬の使用回数です。調べてみると収穫時期や都道府県によって、その回数には違いがあります。埼玉県の使用回数は作物によっては少ないものもあります。

農薬は殺菌、殺虫、除草の目的で使用されます。ネギの23回を例に説明すると、収穫までに殺菌剤が10回、殺虫剤が12回、除草剤が1回くらいの割合で使用されているという意味です。

これまで農薬の残留基準とADI。また、農薬を使用せざるをえない農家の事情などを紹介してきました。理解したつもりでも実際の使用回数を見るとやはり気になるのではないのでしょうか。

1970年代、農家の中にもいち早く、農薬や化学肥料にたよらない作物づくりに取り組む人達が現れました。1971年には日本有機農業研究会が発足しています。

消費者意識の高まりとともに有機農産物が支持されるようになると、無農薬栽培、無農薬有機栽培、減農薬栽培、減農薬有機栽培などと表示した商品が店頭に並ぶようになってきました。

しかし、有機と無農薬・無化学肥料の違いや低農薬・低化学肥料の場合はどのくらい減量しているのかなど、消費者にはわかりづらかったです。



大豆畑の除草作業。機械を使っての除草剤散布。



除草剤を使った水田の畦(奥)と使用しない畦(手前左)

【JAS規格(日本農林規格)】

そこで、2001年のJAS法の改正で有機農産物について次のように定義しました。

「3年間以上、農薬や化学肥料をまったく使わない農場で栽培したもの、さらに、その生産から最終包装に至るまで、有機性が侵されることのないよう厳しく第三者認定機関で検査されたもの」

3年間で農薬や化学肥料の影響を排除して、微生物やミミズなどの自然の作用で理想の土づくりを目指そうということです。(2年目は転換期間中有機農産物の表示が認められます。)

この改正により、有機農産物やその加工品については、この規格に適合しなければ「有機栽培」や「オーガニック」という表示をしてはいけないことになりました。

認定を受けずに有機マークを貼付した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すことに決まりました。また、貼付していない農産物に有機の表示をした場合、表示の除去や販売禁止を命じられます。もし、命令に従わなかった場合は50万円以下の罰金です。

有機の表示のある農産物には必ず写真上の有機JASマークが付いています。申請書の提出は煩雑ですし、認証の維持には費用もかかります。また、認定後も記録の記帳が義務づけられ、毎年認定機関の現地監査と記帳監査があります。

国内の有機農家の数はここ数年、0.1%くらいで横ばい状態です。これは有機農業がいかにもずかしいかをあらわしています。個人の農家では申請と維持だけでも大変そうですが、ほかにいくつかの要因があります。